平成２２年（フ）第６２６号
宮城県黒川郡大和町吉田字仁和多利13番地の９
債務者　佐々木のぶ子
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７４号
仙台市太白区鈎取１丁目８番37号
債務者　矢萩　久美
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
宮城県多賀城市浮島字高原98番地の２グランディールⅢ203号
債務者　内田　昌子
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
宮城県多賀城市八幡３丁目７番３号
債務者　齋藤　一也
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９０６号
仙台市泉区泉中央４丁目18番地の２　アーバンハウス嶺５―406
債務者　大宮　幸樹
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
茨城県ひたちなか市武田894―10、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村大字村松291番地３
債務者　関東工業こと　鈴木　一実
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６１号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ケ崎1300番地２
債務者　中澤　法子
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６４号
茨城県水戸市吉沼町59番地の２
債務者　宇田川博司
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
茨城県常陸太田市松栄町782番地の33
債務者　齋藤　友延
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１６号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須住宅６棟３Ｅ―２号
債務者　齋藤　友弘
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７３４号
京都府宇治市宇治矢落56番地
債務者　多芸こと多藝こと　多**藝**　麻奈
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２４号
京都市左京区鞍馬二ノ瀬町37番地　松本アパート６号室
債務者　渡口　典子
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００４号
京都市左京区修学院犬塚町12番地１　グランドメゾン修学院Ⅰ―204
債務者　津田　晴子
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１００号
京都市南区久世中久世町四丁目13番地１　エスペランサ辻105
債務者　成田　健次
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１１号
京都市北区大北山原谷乾町109番地の11
債務者　谷内　武仁
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１２号
京都市北区大北山原谷乾町109番地の11
債務者　谷内　睦子
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６９号
京都市中京区御幸町通二条上る達磨町620番地　シテイハイツＳＡＫＡパートⅡ403号
債務者　高城玉姫こと　金　　玉姫
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係